

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（販社外振替に係る振替手続の特例）</p> <p>第 58 条の 44 渡方加入者が販社外振替を行う場合には、渡方機構加入者（機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る渡方となる場合における当該機構加入者をいう。以下この条において同じ。）は、振替申請情報に加え、販社外振替である旨及び当該振替申請に係る投資信託受益権の個別元本に係る情報として<u>一般</u>社団法人投資信託協会の出庫受益証券管理システムにあらかじめ登録された個別元本参照コードを機構に通知しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（販社外振替に係る振替手続の特例）</p> <p>第 58 条の 44 渡方加入者が販社外振替を行う場合には、渡方機構加入者（機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る渡方となる場合における当該機構加入者をいう。以下この条において同じ。）は、振替申請情報に加え、販社外振替である旨及び当該振替申請に係る投資信託受益権の個別元本に係る情報として社団法人投資信託協会の出庫受益証券管理システムにあらかじめ登録された個別元本参照コードを機構に通知しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。